

# 諸外国における非義務船舶局の 免許制度の現状

～国際VHF無線設備を中心に～

[暫定版]

平成20年5月

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

諸外国におけるプレジャーボート等非義務船舶(国内航海に限る)の国際VHFの  
免許制度について

	米国	英国	カナダ	オーストラリア
個別の無線局 免許	不要	要	不要	不要
無線設備の技 術基準適合性	要	要	要	要
従事者資格	不要	要	要	要
船舶局識別 (MMSI)	免許不要局は、 BoatUS等の団 体が付与	OFCOM(通信 主管庁)が付与	Industry Canada (通信主管庁) が付与	AMSA(海上保 安庁)が付与

# 1. 米国

項目	要・不要	概要
個別の無線局免許	不要	○国内を航行する非義務船舶(全長20m以下)は、DSC機能の有無に関わらず、国際VHF等の個別の免許は不要
無線設備の技術基準適合性	要	○FCC認証の無線設備であること (例)・25ワット以下。1ワットに低減可能でなければならない。 ・チャンネル16, チャンネル6及びもう1チャンネルが使えること。
従事者資格	不要	○国際VHFの個別免許不要局の運用については、従事者資格は不要
船舶局識別(MMSI)	要	○免許不要局については、BoatUS, Sea Toe Service International, Maritelが付与 ○要免許局については、FCCが付与

# 1. 米国

## ○経緯

- ・1996年通信法 第307条(e)項（1996年2月施行）  
「公共の利益、便宜及び必要性に供すると認められる場合、FCCは個別の免許なしに、次の無線局の運用を許可することができる。
  - (A) 市民ラジオ(CB)業務
  - (B) ラジコン業務
  - (C) 国内を飛行する航空機局であって、無線設備の搭載が非義務であるもの
  - (D) 国内を航海する船舶局であって、無線設備の搭載が非義務であるもの
- ・1996年4月 FCC規則改正案の告示(NPRM)、意見招請
- ・1996年10月 FCC規則改正(Report & Order)

## ○免許不要とする理由

- ・個別免許を付与することが公共の利益に供しないこと  
(プレジャーボートは船名で識別しており、FCCの発行するコールサインに代替可能なこと)
- ・規制目的や周波数管理上も個別免許する必要性がないこと
- ・航行の安全上も、悪影響がないこと  
(これまでも免許にあたって従事者としての試験や能力を要求していないこと)
- ・毎年約12万5,000局の免許申請を削減することができ、申請者の負担の軽減  
(1局75ドル、年間535万ドル)及びFCCの行政の効率化に資すること  
(当時の船舶局数は約58万1,000局)
- ・以上を踏まえ、個別免許の不要化が最も公共の利益に供すること

# 1. 米国

## ○当時の関係団体の主な意見

### ・米国海上保安庁(US Coast Guard)

免許制と免許費用が無線設備を搭載する意欲を減じているので、免許不要化に賛成。しかし、悪影響を避けるために、教育を強化するとともに、無線機の購入時に運用手順書を同梱すべき。

### ・全米ボート所有者協会(Boat US)

免許費用がかかるのであれば国際VHF無線は搭載しないので、免許不要化に大賛成。

### ・全国ボート連合(NBF)

免許要件がなければ安全は担保できないので反対。しかし、現在の免許費用は過大。

## (参考) 個別免許が不要な船舶無線設備

- ・国際VHF無線
- ・EPIRB
- ・レーダー
- ・AIS (※2006年10月に追加)

【参考資料】FCC: REPORT AND ORDER WT Docket No.96-82 (Oct.25, 1996)

(<http://www.fcc.gov/Bureaus/Wireless/Orders/1996/fcc96421.wp>)

## 2. 英国

項目	要・不要	概要
個別の無線局免許	要	○国際VHFについては、VHF、VHF/DSCのポータブルを含め、すべて免許が必要 ○Webによる電子申請の場合は、免許費用は無料 紙の申請の場合は、20ポンド
無線設備の技術基準適合性	要	○CEマークの無線設備であること VHF/DSCのポータブルは、国内でのみ使用可能
従事者資格	要	○従事者資格は必要（最低Short Range Certificate)
船舶局識別(MMSI)	要	○MMSIはOFCOMが付与し、海上保安庁に提供する他、ITUにも通知 ○VHF/DSCのポータブルについては、2359で始まる固有ブロックを付与し、ITUには提供しない

## 2. 英国

### ○経緯

- ・2005年2月 OFCOMが船舶局免許の改革案を公表、意見招請
- ・2005年12月 船舶局免許の改革方針を公表

### ○主な改革内容

#### 免許人の負担の軽減と行政の効率化

- ・船舶局の免許期間を1年間から無期限(船舶の存在する間)とすること
- ・WEBを用いた電子申請により、無料で免許を発給すること  
(申請料は、従来20ポンド)

### ○引き続き船舶局を要免許とする理由

- ・免許人及び船舶の詳細についてデータベースに登録し  
(コールサイン、MMSI等) 捜索救助機関に正確な情報を提供する必要があるため
- ・無線設備の技術基準適合性を担保し、干渉の低減及び相互運用性を確保する必要があるため
- ・従事者の資格要件を確保することにより、遭難通信を確保し、国際的な運用  
手続を担保する必要があるため

## 2. 英国

### ○関係団体を踏まえた修正等

- ・免許期間は、当初案どおり無期限とするが、データベースの正確性を担保するため、10年毎に免許人に対して内容確認を行うこととした。  
（当時の船舶局の内容変更期間が8年程度）
- ・免許のCD-ROMの掲示要件を不要とした。

### ○免許局の状況

- ・OFCOMは、当時、20%の船舶無線設備が免許を取得しておらず、データベース上にもリストアップされていないと推定した。（約12,000隻）
- ・無免許局については、キャンペーン等を行い、まずは、無料の免許登録を促すこととした。
- ・施行後は、無免許局には、100ポンド程度の罰金を課す予定。

【参考資料】 Ofcom: Ships' radio licensing Policy statement (08 Dec. 2006)

(<http://www.ofcom.org.uk/consult/condocs/src/statement/statement.pdf>)



### 3. カナダ

項目	要・不要	概要
個別の無線局免許	不要	○国内を航行する非義務船舶は、DSCの有無に係わらず国際VHF等の個別の免許は不要
無線設備の要件	要	○カナダの技術基準に適合した無線設備であること
従事者資格	要	○国際VHFの運用については、従事者資格は必要 (Radio Operator Certificate) 資格取得には、試験に合格することが必要
船舶局識別 (MMSI)	要	○MMSIは、産業省 (Industry Canada) が付与

### 3. カナダ

#### ○経緯

- ・1999年4月 無線通信規則改正  
国内のみを航行する非義務船舶の無線設備を免許不要にした。

#### ○免許不要とした理由

- ・当時、約8万局の無線局(非義務航空局を含む)が存在
- ・免許不要とする条件として、
  - －国際的な運用を制限すること
  - －当該周波数帯での適切な無線設備の運用を確保するため、運用に関する技術的要件を満たすこと
  - －技術基準に適合した無線設備を使用すること
- ・免許発給のための行政コストの削減及び申請者の免許費用(年36ドル/局)の削減が目的
- ・規則上の制約は、従事者資格の要件を引き続き課すことにより担保
- ・無期限の免許を発給する方法もあるが、所有者の変更等に伴う行政負担が大
- ・免許の不要化により、約11万6千ドルの免許処理コストが削減可能
- ・免許の不要化に伴う歳入の減は、年間約2百万ドル

### 3. カナダ

#### ○当時の関係団体の主な意見

- ・海上運輸庁(Department of Transport Marine) 及び
- ・漁業海洋庁(Department of Fisheries and Oceans)  
各所管の業務に対して特段の悪影響はないとの意見。
  
- ・カナダ・ボート協会(Canadian Power and Sail Squadron)  
海上保安庁が賛成することと、従事者資格を維持することを条件に賛成。  
免許制と免許費用を無くすことは、ボート所有者が無線設備を設置し、  
遭難通信に対応するインセンティブとなる。

#### 【参考資料】 Industry Canada:

Regulations Amending The Radiocommunication Regulations (4 March 1999)  
(<http://www.ic.gc.ca/epic/site/smt-gst.nsf/en/sf01746e.html>)

## 4. オーストラリア

項目	要・不要	概要
個別の無線局免許	不要	○クラス免許（2001年7月から施行） 特定の技術運用条件の下で利用することを前提に、個別の無線局免許の申請が不要な免許 他に、コードレス電話、CB無線、携帯電話、ラジコン等がクラス免許となっている。
無線設備の技術基準適合性	要	○オーストラリアの技術基準に適合した無線設備であること
従事者資格	要	○国際VHFの運用については、従事者資格は必要 ・Maritime Radio Operator's Certificate, ・Maritime Radio Operator's VHF Certificate 試験に合格することが必要
船舶局識別(MMSI)	要	○DSCの運用については、AMSA(豪海上保安庁)の発行するMMSIを利用すること

【参考資料】 ACMA: Radiocommunications (Maritime Ship Station- 27MHz and VHF )  
Class Licence (1 July 2001)  
([http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC\\_301](http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC_301))